

# 海水浴場水質検査結果

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課

令和5年度

海水浴場名	検査日	検査項目				水質判定
		ふん便性大腸菌群数 (個/100 mL)	油膜の有無	COD (mg/L)	透明度	
二色の浜	4/18 4/25	不検出 (2個未満/100mL)	認められず	2.7	全透 (1m以上)	可(水質B)
箱作	4/18 4/25	不検出 (2個未満/100mL)	認められず	2.4	全透 (1m以上)	可(水質B)
淡輪	4/18 4/25	不検出 (2個未満/100mL)	認められず	2.3	全透 (1m以上)	可(水質B)

(注) ①上記判定は、環境省が定めた水浴場水質判定基準による。(参考資料1参照)

②上記水質検査項目に併せて、腸管出血性大腸菌O157についても検査を行いました。いずれの海水浴場からも検出されておられません。

## 水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、CODまたは透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。
- (2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」または「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
  - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
  - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
  - ・これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により「水質AA」または「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」または「水質C」となった水浴場を「可」とする。

区分		ふん便性大腸菌群	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2 個 /100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (または 1m 以上)
	水質A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (または 1m 以上)
可	水質B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m 未満 ~50cm 以上
	水質C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m 未満 ~50cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満*

(注) ・判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

- ・「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
- ・CODの測定は日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法（酸性法）による。
- ・透明度(\*の部分)に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については、次の(1)または(2)のいずれかに該当する水浴場とする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。